

航空救難に関する訓令を次のように定める。

昭和35年12月24日

防衛庁長官 西村直巳

## 航空救難に関する訓令

改正 平成2年3月22日庁訓第4号  
平成18年3月27日庁訓第12号  
平成19年1月5日庁訓第1号  
平成20年3月25日省訓第12号  
平成29年3月31日省訓第27号  
平成30年3月28日省訓第17号

(訓令の目的)

第1条 この訓令は、航空救難に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(航空救難業務の範囲)

第2条 この訓令において航空救難とは、緊急状態にある自衛隊の航空機の乗員の救難に係る次の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 行方不明となつた航空機の乗員の搜索
- (2) 航空機の乗員の救助
- (3) 航空機の誘導護送
- (4) 情報の収集、評価及び伝達

(専任部隊)

第3条 海上自衛隊の硫黄島航空分遣隊及び航空自衛隊の救難隊（以下「専任部隊」という。）は、航空救難の実施を主たる任務とする。

(非専任部隊)

第4条 専任部隊以外の自衛隊の部隊又は機関（以下「非専任部隊」という。）は、航空救難に関し、第6条に規定する区域指揮官又は第7条第4項の規定に基づいて区域指揮官の権限の一部若しくは全部の委任を受けた所在部隊（航空救難を必要とする事故が発生した場所又はその附近に所在する部隊又は機関をいう。以下同じ。）の長から協力の依頼を受けたときは、できる限り、これに応じなければならない。

(所在部隊の長)

第5条 所在部隊の長は、航空救難を必要とする事故（以下「要救難事故」という。）の発生を知つたときは、ただちに航空救難を実施するとともに、その旨を当該区域

を管轄区域とする区域指揮官に通報しなければならない。

(救難区域及び区域指揮官)

第6条 日本全土及び沿岸海域を数箇の救難区域に区分し、それぞれの救難区域に当該区域内の航空救難の統括者として区域指揮官をおく。

2 区域指揮官は、航空自衛隊の部隊の長をもつてあてる。

3 第1項の救難区域及び区域指揮官は、統合幕僚長の上申に基づき防衛大臣が定める。

(区域指揮官の権限)

第7条 区域指揮官は、自己の救難区域における航空救難に関し、当該区域内の航空救難を担当すべき専任部隊を指揮するとともに、必要に応じ非専任部隊に協力を依頼することができる。

2 区域指揮官は、協力の依頼に応じ航空救難を実施する非専任部隊の行動に関し必要な調整をすることができる。

3 区域指揮官は、必要があると認めるときは、第5条の規定により航空救難を実施する所在部隊の行動に関し必要な調整をすることができる。

4 区域指揮官は、必要があると認めるときは、第5条の規定により航空救難を実施する所在部隊の長と協議のうえ、その権限の一部又は全部を委任することができる。

5 区域指揮官は、航空救難に関し必要があると認めるときは、他の区域指揮官を通じて当該区域指揮官の指揮下にある専任部隊に協力を依頼することができる。

6 区域指揮官は、前項の規定により航空救難を実施する専任部隊の行動に関し必要な調整をすることができる。

(区域指揮官の指定)

第8条 要救難事故が2以上の救難区域にまたがる場合の第7条に規定する区域指揮官としての権限を行使する者は、統合幕僚長が指定する。

(中央救難調整態勢)

第9条 統合幕僚長は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 拡大通信捜索

(2) 航空救難に関する情報の収集、評価及び伝達

(3) 区域指揮官が行う航空救難の調整

2 統合幕僚長は、第1項各号に規定する業務の一部をその指定する者に行わせることができる。

(報告)

第10条 区域指揮官及び部隊又は機関の長は、航空救難を実施したときは、速やかに、その概要を順序を経て防衛大臣に報告しなければならない。

(委任事項)

第11条 この訓令に定めるもののほか、航空救難の実施に関し必要な事項は、統合幕僚長が定める。この場合において統合幕僚長は、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の職務に関連がある事項については、あらかじめ当該幕僚長と協議しなければならない。

附 則 (抄)

1 この訓令は、昭和35年12月24日から施行する。

附 則 (平成2年3月22日庁訓第4号) (抄)

1 この訓令は、平成2年3月23日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日庁訓第12号) (抄)

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日省訓第1号) (抄)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日省訓第12号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日省訓第27号)

この訓令は、平成29年3月31日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日省訓第17号)

この訓令は、平成30年4月2日から施行する。